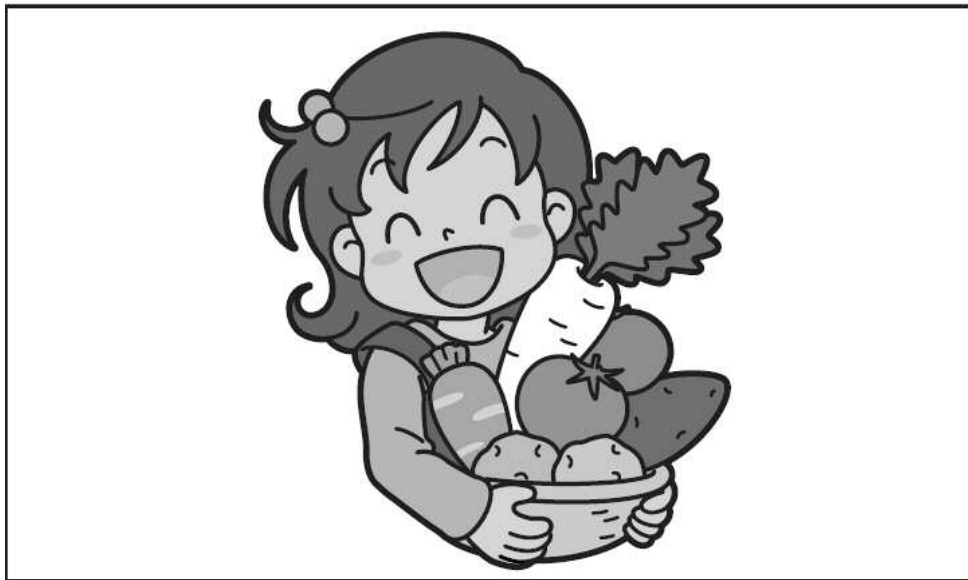


第1章 趣 旨



第1章 趣旨

「食を営む力」の基礎を培う乳幼児期に、適切な食事のとり方や望ましい食習慣を定着させることは、心身の健全育成を図るために重要なこととされている。また、子ども達の食体験は、その環境によって個々に違ってきていることから、子ども達一人一人を育む食育の実践が大切になっている。

平成17年6月公布の「食育基本法」では、食育を「生きる上での基本であって、知育、徳育、及び体育の基礎となるべきもの」と位置づけ、「子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何よりも『食』が重要である」と明記されている。

平成28年3月には、食育基本法に基づく「第3次食育推進基本計画」が策定され、重点課題として、①若い世代を中心とした食育の推進、②多様な暮らしに対応した食育の推進、③健康寿命の延伸につながる食育の推進、④食の循環や環境を意識した食育の推進、⑤食文化の伝承に向けた食育の推進が掲げられ、これらの5つを柱とした推進が図られている。

長崎県においても、県や各市町の計画が策定され、その目標達成に向けた様々な取組みが、保育所・幼稚園・認定こども園等で展開されている。

しかし、子どもの食をめぐるっては、発育・発達の重要な時期にありながら、栄養素摂取の偏り、朝食の欠食、小児期における肥満の増加など、依然として諸課題への対応も必要とされており、今後も、乳幼児の教育・保育を担う施設での、食事提供を含めた食育推進は重要とされている。

保育所等の食育推進にあたっては、「保育所における食育に関する指針」（平成16年3月）も参考に、施設長、保育士、保育教諭、栄養士、調理員等の全職員が連携を図り、教育及び保育の全体目標などの施設全体の計画に連動した「食育計画」を作成し、その達成に向けた取組みが必要である。また、この「食育計画」には、平成29年に改訂された「保育所保育指針」等に記載された、保育所等の特性を生かした食育、食の循環や環境への意識の視点も必要である。

児童福祉施設における食事は、児童福祉施設最低基準第11条により、食事を提供するときは、その献立は、できる限り変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するもので、食品の種類及び調理方法についても、入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならないと謳われている。

平成24年3月に公表された「保育所における食事の提供ガイドライン」では、子どもの食をめぐる現状や、保育所における食事の提供の意義（発育・発達のための役割、食事を通じた教育的役割、保護者支援の役割）や食事の提供の具体的なあり方が示され、「衛生面についても、安全・安心な食事の提供であることが基本である。」とされている。

安全・安心な食事の提供については、平成31年に改訂された「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」、「授乳・離乳の支援ガイド」に沿った対応をすることが重要である。

一方、5年毎に見直されている「日本人の食事摂取基準」は、令和2年1月に、令和2年度から5年間使用する基準として「日本人の食事摂取基準(2020年版)」が公表され、小児については、生活習慣病の発症予防等の観点から基準の追加や数値の見直しが行なわれた。

これに伴い、令和2年3月には、厚生労働省から『児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について』と『児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について』の2つの通知が発出され、保育所等においても令和2年度から新しい「食事摂取基準(2020年版)」が、適用されることになった。

また、この通知では、前回の通知と同様に「①食事計画の実施に当たっては、施設における集団の長期的評価を行う観点から、幼児の肥満及びやせに該当する者の割合が増加していないかどうか評価し、食事計画の改善を図ること。②子どもの健康と安全の向上に資する観点から、子どもの食物アレルギー等に配慮した食事の提供を行うこと。③災害発生に備えて、平常時から食料等を備蓄するとともに、災害時の連絡・協力体制を事前に確認するなど体制を構築しておくよう努めること。」等が記載されているので、今回の「実施要領」には、それらの趣旨を生かした最新の参考資料を加えた。

なお、「保育所における食品群別荷重平均栄養成分表」については平成22年発行の「保育所における『食事の提供に係る業務』実施要領(改訂版)」に掲載のものを引き続き掲載しているが、自園の食品群別荷重平均栄養成分表を策定している施設もあることから、食品群別荷重平均栄養成分表を使用する様式は複数提示した。

「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月にスタートして6年が経過して、乳幼児期の保育の場は、保育所・幼稚園だけでなく、幼保連携型認定こども園をはじめ、保育所型・幼稚園型の認定こども園、少人数の単位で子どもをお預かる地域型保育、企業のニーズに応じた企業主導型保育事業など、様々な形の教育・保育の場が増加しており、食事提供施設の種類も増えている。また、令和元年10月から開始された幼児教育保育の無償化により副食費の徴収が始まり、食事提供に関する保護者の関心も高まっている。

このようなことから、この「食事の提供に係る実施要領(改訂3版)」は、保育所だけでなく、幼稚園や認定こども園等の乳幼児を対象とした施設における食事の提供が、適正かつ円滑に実施されるよう具体的な基準を示し、長崎県の未来を担うこども達が、どの施設にいても、同じように安全で豊かな食事の提供を受けることができ、保育所等における食事の提供を通じた食育の円滑な推進を図ることを目的としたものである。

保育所、認定こども園においては、この要領にそった食事提供や事務処理を実施し、幼稚園、地域型保育を実施している小規模保育事業などでは食事提供の参考とすると共に、出来るだけこの要領に準じる対応をしていただきたい。